

## 大田区特別区税条例の一部改正（案）概要

地方税法等の改正に伴い、次のとおり規定を整備する。

### 1 森林環境税の導入に伴う改正

条例	改正の概要	施行日
<p><b>第20条の2</b> (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p><b>第27条</b> (区民税の徴収の方法)</p> <p><b>第29条</b> (区民税の納税通知書)</p> <p><b>第32条</b> (給与所得に係る区民税の特別徴収)</p> <p><b>第35条</b> (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p><b>第35条の2</b> (公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収)</p> <p><b>第35条の6</b> (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p>	<p>森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始される。</p>	<p>令和6年 1月1日</p>

### 2 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

条例	改正の概要	施行日
<p><b>第24条の2</b> (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>給与所得者の扶養控除等申告書について、前年の申告内容と変更がない場合には、変更のない旨の記載とすることができるようにする。</p>	<p>令和7年 1月1日</p>

### 3 軽自動車税の見直し

条例	改正の概要	施行日
<p><b>第39条</b> (種別割の税率)</p>	<p>特定小型原動機付自転車に係る税率を2,000円とし、令和6年度分以後の軽自動車税種別割について適用する。</p>	<p>令和5年 7月1日</p>

<p><b>付則第5条の3</b> (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p><b>付則第5条の8</b> (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>	<p>自家用の軽自動車への非課税及び軽減措置について、特例期間が満了したため、当該条文を削除する。</p>	<p>公布の日</p>
<p><b>付則第6条</b> (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p><b>付則第7条第1項</b> (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>	<p>軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、3年延長するとともに、営業用乗用車について、その適用対象を電気自動車等に限定するよう、段階的に重点化する。</p> <p>(付則第7条第1項は、付則第6条の改正に併せた規定の整備)</p>	<p>公布の日</p>
<p><b>付則第5条の4</b> (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><b>付則第7条第3項</b> (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>	<p>自動車メーカーの不正行為に起因し軽自動車税環境性能割等の納付不足額が発生した場合における、当該自動車メーカーが納付すべき軽自動車税環境性能割等の額について、現行不足額の10%としている加算金を35%に引き上げる。</p>	<p>令和6年1月1日</p>

#### 4 課税の特例規定の延長

<p>条例</p>	<p>改正の概要</p>	<p>施行日</p>
<p><b>付則第4条</b> (肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p><b>付則第11条</b> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>一定の肉用牛の売却に係る事業所得については、令和6年度まで住民税の所得割を課さないこととする課税の特例について、その適用期限を3年延長し、令和9年度までとする。</p> <p>優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を3年延長し、令和8年度までとする。</p>	<p>公布の日</p> <p>公布の日</p>

#### 5 その他

<p>条例</p>	<p>改正の概要</p>	<p>施行日</p>
<p><b>第34条</b> (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)</p>	<p>地方税法上の文言に合わせた規定の整備</p>	<p>公布の日</p>
<p><b>第51条の3</b> (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p><b>第52条</b> (たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p>	<p>地方税法上の文言に合わせた規定の整備</p>	<p>公布の日</p>

大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）新旧対照表

新	旧
<p>大田区特別区税条例 昭和39年12月15日 条例第52号</p>	<p>大田区特別区税条例 昭和39年12月15日 条例第52号</p>
<p>第1条から第20条（略） （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p>	<p>第1条から第20条（略） （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p>
<p>第20条の2（略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により</u>当該納税義務者の<u>前項の</u>申告書に係る年度分の都民税、<u>区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p>	<p>第20条の2（略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____。 _____当該納税義務者の<u>同項の</u>申告書に係る年度分の都民税<u>若しくは区民税に充当し</u>_____ _____<u>、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する</u>_____。</p>
<p>3（略）</p>	<p>3（略）</p>
<p>第21条から第24条まで（略） （区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p>	<p>第21条から第24条まで（略） （区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p>
<p>第24条の2（略）</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の</u></p>	<p>第24条の2（略） <u>（新設）</u></p>

新	旧
<p data-bbox="196 208 807 365"><u>規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p data-bbox="169 383 807 887"><u>3 第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="169 904 807 1106"><u>4 第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p data-bbox="169 1124 807 1673"><u>5</u> 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p data-bbox="169 1691 807 1980"><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p data-bbox="169 1998 663 2074">第24条の3から第26条まで（略） （区民税の徴収の<u>方法等</u>）</p>	<p data-bbox="863 383 1474 887"><u>2 前項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="836 904 1474 1106"><u>3 前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p data-bbox="836 1124 1474 1673"><u>4</u> 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p data-bbox="836 1691 1474 1980"><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p data-bbox="836 1998 1331 2074">第24条の3から第26条まで（略） （区民税の徴収の<u>方法</u>）</p>

新	旧
<p>第27条 区民税は、第32条、第35条の2第1項、第35条の5又は第36条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 森林環境税は、当該区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>第28条 (略)</p> <p>(区民税の納税通知書)</p> <p>第29条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額、<u>個人の都民税額及び森林環境税額</u>の合算額(第35条第1項又は第35条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第35条第1項又は第35条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>第30条及び第31条 (略)</p> <p>(給与所得に係る区民税の特別徴収)</p> <p>第32条 区民税の納税義務者が<u>当該年度の初日の属する年の</u>前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、<u>同日に</u> <u>_____</u>において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合<u>には</u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額<u>(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)</u>の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合<u>には</u>、当該給与所得以</p>	<p>第27条 区民税は、第32条、第35条の2第1項、第35条の5又は第36条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第28条 (略)</p> <p>(区民税の納税通知書)</p> <p>第29条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額<u>及び個人の都民税額</u>の合算額(第35条第1項又は第35条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第35条第1項又は第35条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>第30条及び第31条 (略)</p> <p>(給与所得に係る区民税の特別徴収)</p> <p>第32条 区民税の納税義務者が <u>_____</u>前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、<u>当該年度の初日</u>において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 <u>_____</u>の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合<u>においては</u>、当該給与所得以</p>

新	旧
<p>外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第23条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>	<p>外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第23条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>
<p><u>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第35条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。</u></p>	<p><u>3 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第35条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。</u></p>
<p><u>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に</u></p>	<p><u>4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に</u></p>

新	旧
<p>限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動<u>により</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>により</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法<u>により</u>区民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の納税義務者から申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額<u>に相当する金額を越えるものがあるときに限り、当該月割額の全額</u>(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)</p> <p>第34条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収</p>	<p>限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動<u>によつて</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 特別徴収の方法<u>によつて</u>区民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収されたい旨の納税義務者から申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額<u>_____</u>(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収する。</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)</p> <p>第34条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収</p>

新	旧
<p>した月割額を施行規則第5号の15様式<u>若しくは第5号の15の2様式</u>又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>により</u>納入しなければならない。</p> <p>第34条の2から第34条の6まで（略）</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第35条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなつた場合<u>には</u>、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなつた日以後において到来する第28条第1項の納期がある場合<u>には</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る区民税の納税者について、既に特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法<u>第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により</u>当該納税者の未納に係る徴収金<u>を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）</p> <p>第35条の2 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、</p>	<p>した月割額を施行規則第5号の15様式<u>_____</u>又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>によつて</u>納入しなければならない。</p> <p>第34条の2から第34条の6まで（略）</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第35条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収されないこととなつた場合<u>においては</u>、特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収されないこととなつた日以後において到来する第28条第1項の納期がある場合<u>においては</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によつて</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によつて</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る区民税の納税者について、既に特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法<u>第17条の2の規定によつて</u> _____ _____ _____当該納税者の未納に係る徴収金<u>に充当する</u> _____。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）</p> <p>第35条の2 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、</p>

新	旧
<p>同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には_____、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（<u>これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第35条の5において同じ。</u>）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には_____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第35条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第28条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>第35条の3から第35条の5まで (略)</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第35条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の</p>	<p>同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には_____の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第35条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第28条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>第35条の3から第35条の5まで (略)</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第35条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の</p>

新	旧
<p>8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第28条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p> <p>第36条から第38条まで (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(1) 原動機付自転車 アからウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの</p>	<p>8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第28条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する</p> <hr/> <p>第36条から第38条まで (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(1) 原動機付自転車 アからウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの</p>

新	旧
<p>にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>第40条から第51条の2まで (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式<u>又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第51条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたとき</p>	<p>にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>及び</u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの<u>を</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>第40条から第51条の2まで (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式<u>による</u>納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第51条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたとき</p>

新	旧
<p>は、その延長された納期限。第52条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式 <u>又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>第51条の4から第51条の6まで (略)</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第52条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式 <u>又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第52条の2から第66条まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条から第3条の6まで (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第4条 昭和57年度から <u>令和9年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項</p>	<p>は、その延長された納期限。第52条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式 _____ による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>第51条の4から第51条の6まで (略)</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第52条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式 _____ による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第52条の2から第66条まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条から第3条の6まで (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第4条 昭和57年度から <u>令和6年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項</p>

新	旧
<p>において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2 及び 3 (略)</p>	<p>2 及び 3 (略)</p>
<p>第 5 条から第 5 条の 2 (略)</p>	<p>第 5 条から第 5 条の 2 (略)</p>
<p><u>第 5 条の 3 削除</u></p>	<p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p>
	<p><u>第 5 条の 3 法第 451 条第 1 項第 1 号 (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間 (付則第 5 条の 8 第 3 項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>
<p>第 5 条の 4 (略)</p>	<p>第 5 条の 4 (略)</p>
<p>2 及び 3 (略)</p>	<p>2 及び 3 (略)</p>
<p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>第 5 条の 5 から第 5 条の 7 まで (略)</p>	<p>第 5 条の 5 から第 5 条の 7 まで (略)</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>
<p>第 5 条の 8 (略)</p>	<p>第 5 条の 8 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第 37 条の 5 (第 2 号に係る部分に限る。) 及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の 2」とあるのは、「100分の 1」とする。</u></p>
<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>
<p>第 6 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両 番号の指定 (以下この条において「初回車</p>	<p>第 6 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両 番号の指定 (以下この条において「初回車</p>

新			旧		
<p>両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第 2 号 ア (イ)	3,900円	4,600円	第 2 号 ア (イ)	3,900円	4,600円
第 2 号 ア (ウ) a	6,900円	8,200円	第 2 号 ア (ウ) a	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円		1万800円	1万2,900円
第 2 号 ア (ウ) b	3,800円	4,500円	第 2 号 ア (ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第 2 号 ア (イ)	3,900円	1,000円	第 2 号 ア (イ)	3,900円	1,000円
第 2 号 ア (ウ) a	6,900円	1,800円	第 2 号 ア (ウ) a	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円		1万800円	2,700円
第 2 号 ア (ウ) b	3,800円	1,000円	第 2 号 ア (ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
<p><u>(削除)</u></p>			<p><u>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
			第 2 号 ア	3,900円	2,000円

新	旧		
<p><u>(削除)</u></p>	<u>(イ)</u>		
	第 2 号 ア	6,900円	3,500円
	<u>(ウ) a</u>	1万800円	5,400円
	第 2 号 ア	3,800円	1,900円
	<u>(ウ) b</u>	5,000円	2,500円
	<p>4 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
	第 2 号 ア	3,900円	3,000円
	<u>(イ)</u>		
	第 2 号 ア	6,900円	5,200円
	<u>(ウ) a</u>	1万800円	8,100円
第 2 号 ア	3,800円	2,900円	
<u>(ウ) b</u>	5,000円	3,800円	
<p><u>(削除)</u></p>	<p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
	<p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限</u></p>		

新	旧
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、          、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、          、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>	<p>り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車          （営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>

新	旧
<p>第7条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第8条から第10条 （略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第11条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規</p>	<p>第7条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第8条から第10条 （略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規</p>



新	旧
<p><u>条例」という。)付則第7条第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日</u></p> <p><u>(2) 第20条の2第2項並びに第27条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第29条、第32条、第35条、第35条の2及び第35条の6の改正規定並びに付則第5条の4第4項の改正規定及び付則第7条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに付則第3条第1項(新条例付則第7条第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日</u></p> <p><u>(3) 第24条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日</u></p> <p><u>(区民税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の区民税について適用し、令和5年度分までの区民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 新条例第24条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき大田区特別区税条例第24条の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 新条例第39条第1号エ及び付則第7条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の大田区特別区税条例付則第5条の4及び第5条の8第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の</u></p>	

新	旧
<p><u>例による。</u></p> <p><u>3 新条例付則第5条の4第4項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>4 新条例付則第6条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p>	